

平成23年度における環境物品等の調達実績の概要

電気通信大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達実績の概要をとりまとめたので公表する。

1. 平成23年度の経緯

平成23年度については同4月1日電気通信大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等の物品等の調達については、別表「平成23年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

① 目標調達状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目全てにおいて、100%を目標としていたところであり、概ね達成できているが、紙類の調達全般においては昨年同様80%の目標達成率にとどまった。

② 調達目標を達成できなかった理由等

紙類の調達では実際に使用するにあたり、機能上の必要性から白色度の高いものが求められることもあり、古紙の含有率が仕様内容を満たす製品を調達できなかったことによる。

また、東日本大震災の影響により、使用頻度の高いコピー用紙において基準を満たす品の調達が難しい時期があったことも影響したと思われる。

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

エネルギー消費効率が高い蛍光灯、LED照明を使用した。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように勤め、OA 機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択することとしているが、集計は行っておらず、報告には至っていない。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境物品等の調達に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が標示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

また、物品等を納品する業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

(4) 該当年度調達実績に関する評価

東日本大震災による影響を除いても、本学においては、教育・研究上必要とされる機能、性能面等から、特定調達品目の仕様内容を満足する規格品がないものがあるため、物品等の調達率が目標に達しなかったものもあるが、当初の年度調達目標をおおむね達成していると認められる。